

○昭和三十六年郵政省告示第九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇三（略）</p> <p>四 検定規則による型式検定に合格した次の各号に掲げる無線設備の機器及び法第四条第二号の適合表示無線設備を一の船舶に設置する船舶局又は無線航行移動局</p> <p>1・2（略）</p> <p>3  搜索救助用位置指示送信装置の機器</p> <p>五・六（略）</p> <p>附則</p> <p>この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。</p>	<p>無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の四第三号の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を次のとおり定める。</p> <p>昭和三十四年七月郵政省告示第五百十八号（落成後の検査を省略する無線局）及び昭和三十四年十二月郵政省告示第九百十七号（簡易な免許手続を行うことのできるアマチュア局の無線設備）は、廃止する。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 検定規則による型式検定に合格した次の各号に掲げる無線設備の機器及び法第四条第二号の適合表示無線設備を一の船舶に設置する船舶局又は無線航行移動局</p> <p>1・2（略）</p> <p>五・六（略）</p>